

台東区職員労働組合規約

第1章 総 則

第1条（名称と所在地）

この組合は東京都台東区職員労働組合と称し、（以下この組合と呼ぶ）事務所は台東区役所に置く。

第2条（目 的）

この組合は強固なる団結の力によって組合員の利益を守る日常闘争と都区政の民主化を図る戦いを展開し、闘争を通じて労働者階級の連帯を高め、労働者階級の開放に参与することを目的とする。

この目的を遂行するため組合は組合民主主義の原則に基づいて統制ある行動と円滑なる運営を期する。

第3条（事 業）

この組合は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）組合員の労働条件に関するあらゆる事項を適正に改善する。
- （2）組合員及び家族の福利厚生施設の設置と充実拡大を図る。
- （3）労働環境を快適ならしめ、かつ退職や疾病による生活の脅威を予防するため、適当な調査、研究を行い、それが実現できるよう活動する。
- （4）組合員の教養文化を高め、社会的地位の向上に努力する。
- （5）組合員及び家族相互の救援を行う。
- （6）地方自治の研究を推進して特製の調査研究に努力し、事務事業の改善と公正な運営を期しそれが住民自治のために実現されるように活動する。
- （7）同じ目的を有す他の労働組合及び諸団体と協力する。
- （8）その他の目的達成に必要な事業を行う。

第2章 組合員

第4条（組合員の資格）

1. この組合は台東区に勤務する職員および台東区職員労働組合に勤務する職員をもって組織する。定年前職員および台東区職員労働組合職員を組合員とし、定年前短時間労働職員、再任用職員、区政推進員を特別組合員とする。
2. 前項に関わらず使用者側の利益を代表するものと、この組合から除名の処分を受

けたものは組合員及び特別組合員とはなれない。

第5条（組合員の平等）

この組合の組合員はすべていかなる場合においても、人権、信条、宗教、性別、身分または門地によって差別されず、組合員たる資格を奪われない。

第6条（組合員の権利）

1. この組合の組合員はすべて第26条2項および第35条に該当しない限り次の権利を持っている。

- （1）組合員の獲得した諸条件および組合の行う事業の特典を享受する権利
- （2）役員の選挙権、および被選挙権および改選選挙権
- （3）組合の諸会議に規約に基づいて出席発言し、採決に加わる権利、および自己に不利益な決議をしようとするあらゆる会議に自ら出席し弁明する権利
- （4）組合運営についての批判ないし意見を自由に機関に申し出て、また必要に応じて会計簿冊及び証拠書類を閲覧する権利
- （5）その他すべての問題について均等の取り扱いを受ける権利

2. 第1項第2号に規定する改選要求は組合員の3分の1をもって成立する。

第7条（組合員の義務）

この組合の組合員はすべて次の義務をもっている。

- （1）規約及び機関の決定に従い組合員の強化発展に尽力する義務
- （2）組合の諸会議に規約に基づいて出席する義務
- （3）組合員および機関の検定に基づく臨時費を納入する義務

第3章 組 織

第8条（組織）

- 1. この組合員は第4条の組合員で組織する。
- 2. この組合は、下部組織として分会を置く。分科委設置準則は別途定める。
- 3. この組合は、末端組織として、職場委員会を置く。職場委員会設置準則は別途定める。

第4章 機 関

第9条（機関の種類）

この組合に次の機関をおく。

- 1. 大会

2. 委員会
3. 執行委員会

第10条（機関の成立の議事）

1. 大会、委員会、執行委員会は議決権のある構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
2. 議事は、出席者の過半数で決め可否同数の時は議長が決める。

第1節 大 会

第11条（大会の性質と構成）

大会はこの組合の最高の議決機関で各職場から選出された代議員、委員、役員で構成し議長は代議員の中から選出する、但し委員、役員は代議員にはなれない。代議員の選出比率は委員会でその都度定める。役員、委員は議決には加われない。

第12条（定期大会）

定期大会は、毎年一回開催し執行委員長が招集する。

第13条（臨時大会）

臨時大会は次の場合に開催し執行委員長が招集する。

- （1）委員会が必要と認めた場合
- （2）組合員の3分の1以上が要求した場合

第14条（大会の権限）

大会は次の事項を審議決定する。

- （1）組合の運動方針
- （2）組合規約の改変
- （3）年次決算及び予算
- （4）役員及び委員の選出の確認
- （5）大会以外の組合の諸機関の議決ないし執行に関する報告の可否
- （6）その他必要な事項

第2節 委員会

第15条（委員会の性格と構成）

1. 委員会は大会に次ぐ議決機関で委員会及び役員で構成する。

2. 議長は委員中より選出し委員を除く構成員は議決に加わらない。
3. 委員は議決を行うとともに議決事項を組合員に周知徹底させる。

第16条（委員会の招集）

1. 委員会は毎月1回定例会のほか次の場合執行委員会の議を経て執行委員長が招集する。
2. 執行委員会が認めたとき
3. 委員の3分の1以上の要求があったとき

第17条（委員の選出と任期）

1. 委員は組合員30名に1名の割合で組合員の直接無記名投票によって選挙する。
2. 委員の任期は役員の任期に準じる。

第18条（委員会の権限）

委員会は次の事項を審議し、その真偽は大会において平等かつ自由に表明せられた組合員の意思に違背しないことを必要とするとともにその議決事項は次期大会の承認を受けなければならない。

- (1) 大会決議事項の基本的解釈と運営方針
- (2) 組合の規約及び諸規定における疑義の解釈と細則の設定
- (3) 会計規定に定められた金銭の収支及び補正予算
- (4) 追加更正予算、予算外支出及び臨時組合費
- (5) 役員、または委員の補充確認
- (6) 執行委員会の執行計画ないし報告の当否
- (7) その他大会から次期大会にいたるまでの大会の決定に違反しない範囲における議決事項

第3節 執行委員会

第19条（執行委員会の性格と構成）

執行委員会は、組合の執行機関で会計幹事を除く役員で構成し、大会及び委員会の決議を執行し次期大会または委員会に報告し承認を受けなければならない。

第20条（執行委員会の招集）

執行委員会が必要に応じ執行委員長が招集し、議長となる。

第21条（執行委員会の権限）

執行委員会は次の4項を執行し、大会及び委員会に報告し承認を受けなければならない。

- (1) 大会及び委員会の議決に基づく業務
- (2) 緊急事項の専決
- (3) 会計規定に定められた金銭の収支
- (4) 大会及び委員会に対する提案と報告

第22条（専門部）

1. 執行委員会のもとに必要な専門部及びその他必要な委員会を置き、業務を分掌する。
2. 専門部に部長及び副部長を置き執行委員により選任する。部員は組合員の中から選任する。
3. 設置規定は、別に定める。

第23条（役員）

この組合には次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| 1. 執行委員長 | 1名 |
| 1. 副執行委員長 | 2名 |
| 1. 書記長 | 1名 |
| 1. 会計 | 1名 |
| 1. 執行委員 | 8名 |
| 1. 特別執行委員 | 若干名 |
| 1. 会計幹事 | 2名 |

第24条（役員の選出）

1. 役員の選出は立候補の届け出のあったものについて直接単記無記名訪朝により行い、投票者総数の過半数の得票を得なければならない。
2. 特別執行委員は、執行委員会の推薦で委員会の議決を経て定期大会で承認する。

第25条（役員の任務）

役員の任務は次の通りである。

1. 執行委員長は組合を代表し、業務を統括する。
1. 副執行委員長は委員長を補佐し、事故ある時は代理する。
1. 書記長は常時事務を処理する。
1. 会計は組合の経理を掌る。
1. 執行委員は事務を分掌する。

1. 会計幹事は会計を監査する。

第26条（役員の任期）

1. 役員の任期は定期大会から次期定期大会までとする。但し補充選挙により選出された役員は前任者の残任期間とする。
2. 役員が第36条に該当したときまたは役員として不適任とみられたものは、審査委員会の答申により委員会の議を経て解任することができる。

第5章 組合費

第26条（組合経費）

この組合の経費は組合費、寄付金その他の収入をもって当てる。

第28条（組合費）

1. 組合費は本給に月額1000分の6を乗じて得た額（10円未満は切り捨て）、および闘争資金を加えたものとし、その月額の給料日にこれを徴収する。特別組合員組合費は年3000円とする。
2. 前項の組合費は、毎月7月支給の本給額を算出基礎とする。
3. 特区連納入の組合費・分担金およびその他の資金については特区連の規定による。
4. 臨時に必要な組合の経費は大会または委員会の議を経て徴収することができる。

第29条（寄付金）

この組合の趣旨に賛同した者の寄付は委員会の承認で受領することができる。但し、大会に報告するものとする。

第30条（組合費の取り扱い）

納入した組合費は一切返戻しない。

第31条（会計年度）

この組合の会計年度は8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第32条（会計監査）

決算及びそれに関連するすべての報告はこの組合の会計幹事の監査を経て会議の決議、承認を経なければならない。

第33条（責任の所在）

この組合の財産の管理及び収支については執行委員会の責任とする。

第6章 加入脱退

第34条（加入）

この組合に加入しようとする者は、所定の用紙に記入して執行委員長に提出する。

第35条（脱退）

1. この組合を脱退しようとする者は理由を明らかにして所定の用紙により執行委員長に申し出る。執行委員長はその旨を委員会に報告しなければならない。
2. 脱退と同時に組合員としての一切の権利を消失する。

第7章 罰 則

第36条（除名）

1. この組合は次号の1に該当する者に対し審査委員会の答申を経て委員会の決議により権利の停止または除名を大会に報告しなければならない。
 - （1）この組合の規約ならびに重要決議に違反したもの。
 - （2）この組合の統制を乱したもの。
 - （3）理由なくして組合費を3か月以上滞納したもの。
 - （4）その他第6条の規定する義務を甚だしく怠ったもの。
2. 前項に該当した者がその決議に不服ある場合は大会に再審査を請求することができる。

第8章 重要行為の決定

第37条（規約の改変および上部団体の加入脱退）

この改変及び上部団体への加入脱退については、大会の議を経て全組合員の投票により組合員総数の過半数の支持を要する。

第9章 雑 則

第38条（書記）

1. この組合には書記を置き、書記長のもとで事務を処理する。
2. この書記は執行委員長が執行委員会の議を経て任免する。

第39条 本規約に定めのない事項については委員会および大会でその都度決定する。

附 則

この規約は1969年 7月10日から施行する。

この規約は1974年 11月1日から施行する。

この規約は1977年 6月2日から施行する。

この規約は1984年 2月22日から施行する。

この規約は1989年 7月13日から施行する。

この規約は1992年 7月 9日から施行する。

この規約は2001年 7月12日から施行する。

この規約は2016年 9月30日から施行する。

この規約は2022年11月 4日から施行する。